

開会 午前 9時00分

開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成21年第2回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会いたします。

開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月17日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告2件、議案3件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から平成20年度の21年4月分及び平成21年度4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集に際し、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は平成21年第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

平成21年度がスタートして3カ月近くが過ぎました。厳しい財政状況にかんがみ、平成18年度より3年間緊縮型予算を編成し、歳入規模に応じた予算規模を目指してきましたが、一定の規模まで予算総額が縮減されましたので、21年度予算編成においてはマイナスシーリングを行わず、各目の一般財源等については平成20年度当初予算額としております。

しかし、依然として経常収支比率は高い状態にあり、本年も全般的な経費節減と、さらなる効率性と有効性を追求し、真に必要となる住民ニーズに即した事業への選択と集中を念頭に、業務を執行してまいります。

冒頭あいさつを兼ねまして行政報告をさせていただきます。

現状の経済危機に対応するため、国が緊急政策として地方に対して総額6,000億円余の支援を行う地域活性化・生活対策臨時交付金についてですが、これは3月議会でも審議していただきましたけれども、本町に交付された約2億2,300万円を原資として交付金事業を45件計画しました。うち43件が21年度へ繰越明許となっておりますが、本日までに37件発注済みであり、今後とも事業進捗に鋭意努力してまいります。

また、5月29日に成立した国の平成21年度第1次補正予算に地域活性化・経済危機対策臨時交付金が盛り込まれました。これは、地方公共団体において、地球温暖化、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう創設されたものです。当町においては、総額2億9,300万円の見込みです。限られた期間ではありましたが、実施計画案を取りまとめております。一部事業実施に向けて追加の補正をお願いする予定であります。

次に、平成20年度の決算見込みについて説明いたします。

歳入合計は59億1,586万円、歳出合計は55億9,488万円となり、差引額は3億2,098万円で、繰り越し事業への財源3,767万円を控除すると2億8,331万円の實質収支、いわゆる純繰越金となります。20年度のみの実質的な収入と支出の差額を示す単年度収支は、1億4,681万円の黒字となりました。

また、単年度収支の中には、当該年度に措置された黒字要素、ここでは地方債繰上償還額や財政調整基金積立金、または赤字要素、ここでは財政調整基金取り崩し額がありますが、これらが仮に歳入歳出に措置されなかったとした場合、単年度収支が実質的にどのような額になったかを示す實質単年度収支は、1億5,714万円の黒字となりました。

歳入では、予算において普通交付税が平成20年度からの措置である地域再生対策分等で当

初予算から1億4,616万円増額となったことにより財政調整基金等の繰り入れ額を例年より抑えられたことや、特別交付税において予算額1億円に対し3億3,268万円の収入で、平成19年度と同額程度の2億3,268万円プラスとなったことが大きな要因です。

平成19年度実質収支額が1億3,651万円であるため、平成20年度普通交付税増額が実質収支の増額要因となっております。

歳出では、事業執行における入札差金や経費節減等による執行残であります。

次に、行政改革関連ですが、地方分権推進法の施行等により、地域主権型社会への転換が求められております。当然、財源を持続的に確保していく責任もあります。こうした時代の流れをしっかりとらえ、行政改革を本年度もさらに進めてまいります。

6月9日には、平成21年度第1回行政改革推進委員会が開催され、今年度の開催計画の協議や、平成20年度集中改革プランの進捗状況なども報告させていただきました。

平成20年度の集中改革プランの実施状況の概要については、効果の主な内容といたしまして、事務事業の見直しで1,003万円、経常経費の削減で1,974万円、人件費総額の抑制では職員数削減による人件費の削減8,400万円や時間外手当の削減などで人件費総額1億329万円の効果となっております。

また、付属機関等が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱を制定し、ホームページにおいて会議開催周知、会議録の公表を実施いたしました。

引き続き、本年度も片山委員長のもと行政改革推進委員会を開催し、行政評価への取り組み、集中改革プランの進捗状況の点検、20年度答申、公の施設のあり方の対応策等について議論をしていただきます。

課長級の職員で構成する行政改革推進本部会において、行政改革は、川根本町が存続し持続的に住民サービスを提供していくためにも不可欠で、協議、議論して決められたことは実行すること、町民の視点を忘れないで業務を行うことなどを指示いたしました。

また、補助金の適正化についても、補助金の見直しを行った、で終わることなく、事業の目的や効果の検証、その影響など引き続き適正な補助金事務に当たるよう指示いたしました。

次に、今議会で補正予算の審議をお願いする国民健康保険事業についてですが、当事業につきましては、6月1日現在、加入世帯数が1,532世帯、被保険者数が2,739人であり、加入率は、世帯が49.6%、被保険者が31.3%となっております。被保険者数のうち65歳以上の割合は42.9%と、今後高齢化率はますます高くなると推測しております。

このような状況の中、医療費は年々増加傾向にあり、平成20年度と比較し、平成21年度は約3%の伸びを見込んでおります。被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、平成20年度、1人当たりの医療費についても27万9,976円と、前年度と比較し2,631円の増加となっております。

平成20年度より実施された後期高齢者医療制度ですが、高齢者の加入率や、低所得者の多い国保被保険者の負担を増加させる結果となることから、基金を取り崩し、負担増を避ける

緩和措置を行うことで対応しております。現在、基金の残高については基準を満たしているものの、こうした制度改正への対応や急激な医療費の伸びと経済成長との不均衡が拡大するなど、さまざまな要因に対応するために適正な保有額を維持していくよう努めてまいります。

また、平成20年度から、40から74歳までの被保険者に特定健診、特定保健指導の実施が義務化され、当町につきましては、1年目の受診目標を40%と見込み、取り組みを行いました結果、平成20年度の実施率は41.7%と県下で6番目という高い受診率となりました。今年度、機構改革により国保担当課と健診業務の実務を担当する2つの関係部署が統合され、さらなる連携や状況把握等により積極的な事業運営を図り、受診率の向上、被保険者の健康管理に努めてまいりたいと思います。

当町では、慢性腎不全による透析治療を受けている被保険者の割合が県平均と比較して高い傾向にあり、将来的な医療費の増加が懸念されているため、特定健診、特定保健指導の果たす役割は非常に大きなものがあると考えております。1人でも多くの町民の方々に受診する意識を持っていただき、自らの健康状態や、健康な生活を送るための生活習慣の見直しにつなげ、従来の保健事業の人間ドック、脳ドックの助成事業とあわせて、事業の充実強化に努めております。

町民の皆様が安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくために、保健、医療、介護福祉部門の連携をさらに進めるとともに、地域や世代を超えた町民の皆様が手を取り合うことで健康的な生活を送れるよう、安定的な国保運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成21年度地方の元気再生事業についてですが、平成21年度地方の元気再生事業、これは継続事業であります。5月21日に大観連の提案が採択されました。

平成20年度地方の元気再生事業において、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通を生かした誘客対策、観光地づくりの取り組みとして作成した韓国・中国向けのPRツール、観光大使による情報発信により、奥大井の認知度は向上しました。韓国旅行会社を招聘したファミトリップにおいては高評価を得ることができ、商品化に向けた取り組みの推進力になったと考えております。

また、地域まるごと博物郷形成可能性調査では、候補施設数が目標の50施設に達するとともに、地域全体で取り組む機運が高まってきております。今年度は、未利用特産品を生かした観光商品の開発として、利用の少ない2番茶、3番茶の川根茶を活用したフレーバーティーを開発し、商品化に向けた取り組みを行いたいと考えております。

地域まるごと博物郷形成に向けた取り組みについては、持続的なまちかど博物館運営の体制づくり、誘客手法の検討、開館に向けた準備に向けた取り組みを行います。

次に、10月25日、26日の2日間にて行われます第24回国民文化祭神楽フェスティバルの進捗状況について報告いたします。

まず初めに、実行委員会などの取り組み状況の報告をさせていただきます。

平成19年12月に第1回を開催し、今までに第5回の実行委員会を開催しているところであ

ります。実行委員会の組織内に設けている神楽企画委員会については6回、歓迎委員会については4回ということでそれぞれ検討しておりますが、歓迎委員会、おもてなし部会においては4部会を設置し、観光交流部会、臨時案内所あるいは案内サイン等を担当いたします。接伴部会、バザー、お茶、物産販売等を担当します、環境福祉部会、花の装飾、美化活動などを担当します、消防交通部会などにおきましては、川根本町らしいおもてなしをできるように取り組んでおります。特に出店関係、シャトルバスの運行計画などの来客者に対する受け入れ態勢、アトラクション出演などによる学校との連携、ごみ対策、美化活動など環境への配慮など、当町らしさを前面に出した対応も考えているところであります。

次に、出演団体におきましては、県外9団体、県内9団体の18団体が今回の神楽フェスティバルに舞っていただくこととなり、文化庁の決定をいただいているところであります。北は青森県から南は熊本県まで幅広い参加の中で、山形県遊佐町、杉沢比山連中、高知県檜原町、檜原町津野山神楽保存会など、国指定の重要無形民俗文化財として5団体など、他の団体も含め全国的に有名な団体ばかりであり、ある有識者から、全国でも例を見ない大会になるのではという期待の言葉もいただいているところであります。これから、出演プログラムなど各団体と細かく打ち合わせを行い、各団体が気持ちよく舞っていただくよう進めてまいります。

また、7月2日開催の実行委員会への提案前ではありますが、7月11日には開催100日前イベントを千頭駅構内にて計画しており、神楽の舞をデザインしたSLヘッドマークの除幕式を行いたいと考えております。また、今回出演します梅津神楽を駅構内にて披露を行い、これらを皮切りに県内外に広くPRを行っていきたいと考えております。

いずれにしろ、7月2日の実行委員会で決定したいと考えております。

この2日間で行われる神楽フェスティバルにおいては、伝統文化の魅力を再確認しながら交流の輪を広げるとともに、神楽の伝承を通じて地域づくりや地域コミュニティのあり方を考える機会として期待しております。このフェスティバルにおいても、町民はもとより、県内外のより多くの皆様にも参加して楽しんでいただき、心に残るイベントにしていきたいと考えております。

最後になりましたが、6月4日に開港した富士山静岡空港関連ですが、空港を活用した交流拡大を目指してさまざまな取り組みを続けておりますが、静岡県が2009年仁川世界都市祝典へ出展するに伴い、県の要請もあり、川根本町も近隣市町と同様に展覧することとしました。8月に町単独で、9月には富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会の一員として参加いたします。

また、富士山静岡空港ターミナルビル内の呈茶サービスコーナーで、産地PRのため、川根本町茶業振興協議会として呈茶のサービスを実施いたしました。

実施期間は平成21年6月15日から18日の4日間で、各日とも午前9時半から午後5時半の8時間でありました。主に搭乗者の方々になりますが、1日平均200人、延べ800人の方々へ

呈茶を実施いたしました。

この場において、当町の産地PRのため、カウンターに座っていただいて日本茶インストラクターによる呈茶を行い、対話をしながら川根本町の川根茶を印象付けていただくようPRに努めました。

今回の空港での呈茶の場所が飛行機に搭乗するフロアになり、主に県外や海外に行かれる方が多いため、静岡を今から旅立つ前に、おいしい川根本町の川根茶を対話しながら味わっていただくことにより、お茶のことを余り知らない一般の方へのインパクトは強いものがあると感じました。今後、町内各茶業関係者ととも呈茶の予定が組まれております。

以上、行政報告とさせていただきます。

今回提案いたしますものは、報告2件、条例改正1件、補正予算2件の計5件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、小藪侃一郎君、5番、原田全修君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月1日までの7日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月1日までの7日間に決定しました。

日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成20年度川根本町一般会計予算）

議長（森 照信君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成20年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 報告第1号、繰越明許費繰越計算書について。

報告第1号は、本年3月定例会において御承認いただきました平成20年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告するものです。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、テレビ共同受信施設難視聴解消事業は、翌年度繰越額300万円、定額給付金給付事業は1億4,679万9,000円です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、授産施設改修事業は、翌年度繰越額1,029万8,000円、福祉センター改修事業は2,310万円です。

第2項児童福祉費、事業名、地域子育て支援拠点整備事業は、翌年度繰越額115万5,000円、子育て応援特別手当給付事業は306万円です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、感染症対策事業は翌年度繰越額440万2,000円、医療機器整備事業は315万円です。

第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、基幹作業道維持補修事業は、翌年度繰越額1,400万円、町有林間伐作業業務委託事業は854万2,000円、林道維持改良事業は5,150万円です。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、商店街活性化事業は、翌年度繰越額630万円、観光施設整備事業は1,974万8,000円、ウッドハウスおろくぼ改修事業は595万円です。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、町道維持修繕事業は、翌年度繰越額2,650万円、道整備交付金事業、町道野志本下村線舗装工事、小長井田代線はそれぞれ220万円、町道排水施設改良事業は300万円です。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、高規格救急車修繕事業は、翌年度繰越額200万円です。

第10款教育費、第1項教育総務費、事業名、私立幼稚園地震対策緊急整備事業は、翌年度繰越額2,000万円です。

第2項小学校費、事業名、学校施設改修事業は3,235万円です。

第4項社会教育費、事業名、移動図書館車両更新事業は、1,514万5,000円、文化会館施設改修事業は1,699万2,000円です。

以上、繰越明許費について御報告いたします。

議長（森 照信君） これで報告は終わりました。

（「議長」の声あり）

議長（森 照信君） これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会報告するものです。御了承ください。

日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（平成20年度川根本町一般会計予算）

議長（森 照信君） 日程第4、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について（平成20年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

事故繰越し繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 報告第2号、事故繰越し計算書について。

報告第2号は、平成20年度川根本町一般会計事故繰越しについて報告するものです。

第2款第2項企画費、事業名、ニュー久保山施設等解体工事につきましては、地権者との協議に不測の日数を要し、年度内完成が難しくなったため事故繰越しとさせていただきます。

翌年度への繰越額は548万8,950円です。

議長（森 照信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、町長が議会報告するものです。御了承ください。

（「議長、議事進行に異議あり」の声あり）

日程第5 議案第43号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第5、議案第43号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第43号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案10ページをごらんください。

川根本町における町民、議会、行政の果たすべき役割を明確なものとし、町民、議会、行政が一体となったまちづくりを推進するため、まちづくりの基本原則や行政の基本ルールなどを定めた、川根本町まちづくり基本条例（仮称）を平成21年度から平成22年度までの2年間をかけて策定する予定であります。

この条例の策定についての調査審議を行うため、川根本町まちづくり基本条例策定委員会

を設置したいと考えております。

この策定委員会の運営に関しては要綱によるものとしていますが、策定委員会の業務は策定のための調査審議に加え、最終的には条例本文の素案までを諮問、答申することを予定しており、この委員会の性格が町の附属機関に該当すると考えられるため、町附属機関設置条例の別表に加えたいものです。

以上、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

先ほど、報告事項に関して、質疑も認めない、議事進行異議も認めないという本当に残念なことが起きましたけれども、気を取り直して質疑を行います。

まちづくり基本条例策定委員会ですけれども、これからつくると思うんですけれども、委員の人数、委嘱の枠、それからどういう立場の人たちをどれくらい振り分ける考えがあるのか。公募、女性の枠、また委員を確保するための対策など、それから委員会の期間、回数など、計画がありましたらお答えをお願いします。

議長（森 照信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） ただいまの議案第43号の質疑についてお答えします。

現在考えていますのは、委員の人数は約10人ほどです。そしてまた、どういう立場の人をどれくらい振り分ける考えとか、委員確保の対策はということなんですけれども、これについては町議会議員の職にある方とか、町内関係団体の代表者等、また公募による町民としてこれも男女をそれぞれ公募したいと思っております。また、その他学識経験のある者ということをこの4項目で考えております。

ちなみに、委員の任期は、先ほど町長の提案の中にありましたけれども、2年間ということを考えております。回数は、現在のところは4回を考えております。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 回数の4回は、1年間の回数でしょうか。2年間の回数でしょうか。

それから、委員会はいつごろから開く予定なんですか。期間も聞いたんですけれども、答えがありませんでした。

議長（森 照信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） この議案が通りましたら、早速、7月に入りまして委員の公募とか始めまして、できれば第1回を8月からと考えております。

以上ですが。

(「何回ぐらい。回数」の声あり)

企画課長(羽根田泰一君) 今年度は4回を考えております。

以上です。

議長(森 照信君) 11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) ありがとうございます。

最初の答弁で、委員の枠を議員とか団体代表、公募によるもの、それから学識経験者などと言われたんですけども、ほとんどの委員会が同じような枠組みではないかと思うんです。そうすると、やっぱりまちづくり基本条例というのは、これからの川根本町を本当に元気のあるいい町にしたいということで、住民の意見といいますか、町長がいつも言われている住民参加というか、そういうまちづくりを目指すのが非常に大事なことで、それを目指していく委員会だと思いますので、基本条例をつくると思いますので、公募による枠というのを重きを置いて、広げていただきたいなど。10人のうちの2人とか3人とかではなくて、代表者を1人くらいずつにして、公募による枠を半分ぐらいは、枠をつくるとか。何か10人の委員でいいのかなという疑問もあるんですけども、もっとわいわいがやがやいろいろなことが語り合えて、基本条例がつくられるべきではないかと思うんですけども、そのところはどういうふうを考えているんでしょうか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) ここでお願いしたのは、最終的な素案を上げる最終的な段階の委員会というふうに私は考えて提案させていただきました。もちろん、その前段としては、さまざまな形のご意見をいただけるような場というのは、この委員会審議のみならず、さまざまな形で持っていくことが必要ならそういった場も設けることが必要ではないかと思っております。

それから、町民個人の公募ということがありましたけれども、やはり町というのは、もちろん個人の頑張りで動く、基本的にはそこですけども、組織があり、あるいは団体があり、そうしたものの連携で動いておりますので。あるいは、コミュニティという、そういったもので動いている部分もありますので、余り個人参加の方で自分の1つの思いという形だけで議論がされるというのも、危険性というか、本来の全員が参加できるまちづくり条例になるかという懸念もございますので、最終的なこの委員というのは一定の人数を考えています。

ただし、いろいろな方の、町民の意見というのは、その前段階でだんだんこう掌握し、それがまとめられてこの委員会に上がってくるというように考えておりますので、最終段階では、さまざまな団体の方の団体を背負った意見というのも重要ではないかと思うし、また、個人的な、あるいは家庭的な、あるいは学校とかそういった組織の意見、そういったものを加味されてまとまっていく審議会を想定しております。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 平成21年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

議長(森 照信君) 日程第6、議案第44号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第44号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,531万9,000円としたいものです。

第2表では、地方債の借入限度額について補正するものです。

今回の補正予算は、自然エネルギー活用機器設置費補助金の追加、電源立地地域対策交付金の財源更正、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金への財源更正及び公共施設敷地周辺景観整備委託料の追加、ふるさと雇用再生特別対策事業費補助金を活用したエコツーリズム推進事業委託料の追加、地方の元気再生事業の追加、国民健康保険事業特別会計の精算が主なものであります。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、321万9,000円の増額です。これは、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金を活用し、公共施設等の周辺景観整備に係る委託料を追加させていただくものです。

第2項企画費は563万4,000円の増額です。これは、仁川世界都市祝典出展事業に関する旅費及び需用費等を196万4,000円追加するものと、自然エネルギー活用機器設置費補助金を367万円追加したいものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、327万4,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の精算に伴う繰出金を追加させていただくものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は財源更正です。電源立地地域対策交付金である霊柩車購入事業と、飲料水供給施設中央監視システム整備工事の充当の変更です。

第6款農林水産業費、第2項林業費は財源更正です。これは、当初予算にて計上されている森林経路整備委託料及び林道維持管理委託料を一般財源から緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金に財源更正するものです。

第7款商工費、第1項商工費は、1,133万3,000円の増額です。これは、富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会における仁川世界都市祝典出展事業に関する経費、塩郷駅前駐車場整備工事に伴う委託料等、ふるさと雇用再生特別対策事業費補助金を活用したエコツーリズム推進事業費委託料の追加、合わせて903万3,000円と、温泉特別会計で行う寸又峡温泉引湯管布設替え工事への繰出金の財源について電源立地地域対策交付金を変更するものと、国のヒアリングによる調整により地方の元気再生事業費230万円の追加をお願いするものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、152万円の増額です。これは、当初予算に計上されている小規模修繕業務委託の財源について一般財源から緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金へ財源更正をするものと、道整備交付金の内示に伴う町道小長井田代線舗装工事費の追加と、平成20年度繰り越し事業及び平成21年度当初予算に計上していた地域活性化・生活対策臨時交付金事業、町道千頭沢間線改良工事の重複工事費を減額させていただき、差し引き152万円を追加させていただくものです。

第9款消防費、第1項消防費は、164万2,000円の減額です。これは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の高規格救急車修繕事業の重複事業費について、平成21年度予算から増額変更予定額以外を減額するものです。

第10款教育費、第2項小学校費は、2,201万9,000円の減額です。これは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、中央小学校プール防水工事重複事業費2,255万円について、平成21年度予算から全部を減額するとともに、第一小学校プールポンプ改修工事53万1,000円を追加するものです。

第4項社会教育費は財源更正です。これは、当初予算にて計上されている図書ネットワーク推進事業業務委託を一般財源から緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金に財源更正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、10万5,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の精算に伴う保険基盤安定負担金を追加するものです。

第2項国庫補助金は235万円の増額です。これは、道整備交付金、町道小長井田代線舗装工事の内示額に基づく追加をお願いするものです。

第3項委託金は230万円の増額です。これは、地方の元気再生事業費の増加に伴う委託金の追加です。

第14款県支出金、第1項県負担金は、235万2,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の精算に伴う保険基盤安定負担金の追加によるものです。

第2項県補助金は3,775万4,000円の増額です。これは、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金2,883万4,000円と、ふるさと雇用再生特別対策事業費補助金550万円の新たな追加と、電源立地地域対策交付金342万円の追加をお願いするものです。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は、6,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の精算に伴う繰入金を追加するものです。

第2項基金繰入金は4,900万円の減額です。今回補正による一般財源の調整として財政調整基金を減額し、補正後の繰入額を1億300万円とするものです。

第18款第1項繰越金は115万2,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

第19款諸収入、第5項雑入は、100万円の増額です。これは、仁川世界都市祝典に関する財団法人静岡県市町村振興協会からの助成金を新たに追加するものです。

第20款町債、第1項町債は、330万円の増額です。これは、道路特定財源の一般財源化により一般公共事業債の充当率が引き上げられたことに伴う追加をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。

通告をしてありますので、順を追って質疑をしていきたいと思えます。

まず最初に、11ページ、歳出のほうですけれども、11ページの2款2項3目まちづくり事業費196万4,000円の増額について、仁川祝典出展、8節の報償費のところ仁川祝典出展関係謝礼というのがありまして、そのほかのところ、企画費ですか、商工費でも仁川祝典出展関係委託料というのがありますけれども、町長の冒頭のあいさつでも韓国の仁川世界博ですか、参加するんだという報告がありましたけれども、このことについてもう少し詳しく、町から派遣する職員の人数、それから派遣する期間、日数、それと町が負担することになる費用がどれくらいなのかということの説明をお願いしたいと思います。

それから、空港周辺の研究会での参加状況、経費、仁川世界博ですけれども、に対して、空港周辺研究会というところで参加するということですから、そのほうの参加状況、経費はどれくらいを見ているのか。それから、この事業に参加することに対して、費用対効果をどのように予測しているのか伺います。

次に2点目ですけれども、同じ11ページの2款2項5目の環境企画費、367万円の増額についてですけれども、19節の細節21自然エネルギー活用機器設置費補助金367万円の増額になっています。この367万円という増額補正の根拠、どういうものを何基増設というか補助をふやす見込みで立てられた金額なのか、積算根拠を伺います。

それから、13ページの7款1項3目観光費ですけれども、観光費の903万3,000円増額になっておりまして、13節の委託料のところ、細節8エコツーリズム推進事業委託料550万円と上がっていますけれども、この550万円の積算根拠、内訳を伺います。

それから、7款1項9目の地方の元気再生事業のところですから、230万円の増額ですけれども、試作品の市場調査委託料に105万円というふうに上がっていますけれども、どのようなところへ委託するのか、どのような試作品を委託するのか。前にちょっとお茶入りコンニャクというようなことも聞きましたけれども、どのようなものを委託するのか、その説明をお願いいたします。

それから、15ページの8款2項2目の道路新設改良費の152万円の増額について、15節の工事請負費のところ140万円増額になっていますけれども、当初予算ではここで1,410万円の予算が計上されていて、3路線をやるということで、かなり細かく説明を受けたわけですから、今回の140万円の増額は3路線のどこかの工事の増額なのか、それとも新たな路線の工事なのか。ちょっと説明があったかもしれませんが、聞き落としたのかもしれませんけれども、説明をお願いいたします。

それから、最後に、財源更正がかなり多いわけですから、県の歳入のところの緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金というのが2,880万円入ったり、ふるさと雇用再生特別対策事業費補助金550万円、これはエコツーリズムに行っているんですけれども、こういう今の不況の中で地域を元気づけようということで国・県が予算配分をしているわけですから、それを受けて補正予算を今回組んだのが一番主な目的だと思うんですけれども、それにしても、当初予算に前倒しで予算をつけていたという事業を上げていたということもあるでしょうけれども、本当に町の中の不況を、業者の仕事が減っている状況を考えると、せっかく出てきた財源を新たな事業に、計画、今回財源更正が多いわけですから、今後事業をつくっていく考えがあるかどうか、その点について伺います。

議長（森 照信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 2款2項3目まちづくり事業費の196万4,000円の補正についてですけれども、1つ目が報償費ですか、これの内容ということなんですけれども、これについては、現地でお茶アドバイザーへの謝礼、また出展に伴う現地協力者への謝礼とか、日本

国内の外国人留学生への謝礼ということを考えております。

2つ目の町職員派遣の人数、日数、費用となっておりますけれども、8月14日から8月20日なんですけれども、前日から、8月13日から入りまして、最後は8月21日となると思いますけれども、これは長期になりますので、2班に分けて、第1陣が8月13日から17日の4泊5日と、第2班が8月16日から8月21日を考えております。また、196万4,000円の内訳なんですけれども、ここに100万がその他と書いてありますけれども、これについては静岡県市町村振興協会の地域活性化支援事業の100万円の補助がありまして、町の負担は96万4,000円となっております。

続きまして、その下の2款2項5目の環境企画費の自然エネルギー活用機器設置費補助金の367万円についてですけれども、これについては想定外といいますか、ちょっと当初予算をつくる時に、こんなに皆さん問題意識があるかどうかちょっとはかりかねていたんですけれども、相当申請等がありまして、この補正では太陽光発電を11件分計上し、また太陽熱とかエコキュート等を30件計上しまして、367万円の補正を出させてもらいました。

以上です。

議長（森 照信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 2点目の空港周辺研修会での参加状況について御説明をさせていただきます。

議員御承知のとおり、今説明がありましたのとは別の参加でございまして、これは空港周辺の富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会というのがございまして、これは島田市が事務局でございまして、構成団体が7市2町、御前崎市、掛川市、菊川市、牧之原市、袋井、藤枝、島田市、吉田町と川根本町で構成しております。当研究会の全日程につきましては、9月10日から9月18日の9日間に参加するものであります。期間中、3班に分かれて割り振られているものでございます。

まず、1班につきましては、9月10日から9月14日までの4泊5日、次に2班につきましては、9月12日から9月16日の割り当てでございまして、それから、3班が9月15日から9月18日ということで、川根本町につきましては1班に割り振られております。川根本町、吉田町、島田市と3つの市町で出役するものでございます。

この効果ということでありますけれども、富士空港周辺地域の観光PRをもちろん行います。特に、開催地韓国を初め、中国、台湾、オーストラリア等々の国々が参加し、来場者は約700万人と予想されております。世界各国へ川根本町の観光PRをすることにより、諸外国への認知度向上、ひいては外国人、特に韓国からの観光客誘客につながることを期待されます。

経費につきましては、当研究会で1名分、それから当町において1名分ということで、2名を参加させていただく予定になっております。

以上でございます。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） 続きまして、8款2項2目道路新設改良費のうち、15節工事請負費140万円の増額補正につきましてお答えをいたします。

今回の補正につきましては、新規に路線を追加し施工をするというものではございません。当初予算に計上いたしました路線のうち、2つの路線に対する工事請負費の増減でございます。

1つは町道小長井田代線改良工事で、これは道整備交付金事業で県に要望をしてありましたが、当初の要望額を上回る内示額を県からいただきました。これによりまして、ちょうど小長井田代線の工事請負費を今回440万円増額をさせていただきました。

次に、もう1つの路線でございますけれども、これは町道千頭沢間線改良工事でございます。これは、平成20年度繰り越し事業と平成21年度当初予算の両方に300万円ずつ予算を計上いたしましたが、この工事につきましては、平成20年度繰り越しの生活対策臨時交付金事業を充当し、施工をすることといたしました。このため、平成20年度予算から重複工事分の300万円を今回減額とさせていただきました。結果、町道小長井田代線の工事請負費が440万円の増額、それから町道千頭沢間線の工事請負費が300万円の減額ということで、差し引き140万円の増額となりましたので、今回補正をさせていただきました。

以上です。

議長（森 照信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 先ほどは大変申しわけありませんでした。商工観光課の関係の7款の説明を飛ばしましたので、その説明をさせていただきます。

7款1項3目の観光費の中の委託料、エコツーリズムの事業委託料の内訳として積算根拠は何かというのが第1点でありました。これにつきましては、人件費関係、これは新規雇用者賃金や指導者賃金で400万円、それから活動費や広報宣伝費等で150万円の計550万円が内訳でございます。

次に、7款1項9目の地方の元気再生事業230万円の増と、それから試作品の105万円の説明をということでございます。

230万円の増額でありますけれども、平成20年度に引き続きまして、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通を生かした誘客対策、観光地づくりの取り組みとして、平成21年度も4月3日に提案いたしました地方元気再生事業が5月21日採択されました。当初予算におきましては事業計画の概算経費としましたが、国との協議を重ねた結果、総事業費1,130万円が認められたところであります。したがって、今回組み直しをさせていただくものであります。

次に、試作品の関係でございますけれども、調査の設計や商品、コンセプト確立のための基礎調査、また試作品の評価調査及び空港等における試作品の市場調査を基本とした委託料であります。

以上、商工観光課でございます。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 御質問の中に、財源更正が多いということの御質問等がございました。

財源更正につきましては、一般的には一般財源、国庫支出金に合わせて一般財源等を各事業に充てておりますけれども、当然入札差金等が生じてきます。今回特に、緊急雇用にしましてもふるさと雇用等にしましても、国の支出金が総枠配分というような、そういうようなこともございますことから、国庫支出金を有効的な活用を図ると、そういうような理由をもって、今回のような、例えば差金等が出てくればその財源活用を充てるということでありますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、今後の経済対策についてでございますけれども、また今後国のほうで追加の経済危機対策等が出されましたものですから、今後また議会等の中で御建議をいただいでいくということをお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 一番最後のところから記憶に新しいので聞きますけれども、財源更正をやっているのが多くて、今後の景気対策としては追加の臨時交付金がまた国から入るだろうということですが、今回の補正で財源更正して浮いたお金、浮くと言うと余りいい言い方ではありませんけれども、それも一緒に、あわせて新たな事業を組んでいきたいというふうなお考えでしょうか。

それと、2点目はエコツーリズムの550万円の積算根拠として新規雇用賃金400万円というふうなことを説明があったんですけれども、何人ぐらいの雇用を見込んでいるのか、どれぐらいの期間を見込んでいるのか、それをお聞きします。

それから、元気再生のところの試作品市場調査委託料ですが、最初の質問で、先ほど1回目の質問で、どこへ委託をするのかということをお聞きしたので、その点についてお答えをお願いいたします。

議長（森 照信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 550万円の積算の中の人数でございますけれども、現在、細かい積算内容はこちらの判断だけでございますけれども、日数的には新規雇用関係で約170日くらいと考えております。それから、指導者賃金でありますけれども、指導者については大体50日くらいの期間を考えております。

それから、元気再生のほうの関係で、どこへ委託をしているのかということでございますけれども、これにつきましては、昨年、20年度も引き続きまして、県立総合……正式名は財団法人であります静岡総合研究機構というのがございまして、そのところに20年度もお世話になっておる関係上、関連がありますので、そこを予定しております。

以上でございます。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 財源更正の御質問でありますけれども、今回財源更正をお願いするものにつきまして、国の第1次補正におきます本申請が既に終了しているものということですので、新たな事業を組み入れるということは難しいということになります。

それから、第2次でありますけれども、本年9月、第1次申請した後ですね、9月に本申請ということになりますので、その間においてはまた新たな取り組み等も可能であるというふうに考えます。

以上です。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 財源更正については、やはりこの事業はやらなければならない、しかし完全に国の個々の緊急経済対策にのるのかどうか未確定でありますので、一般財源も確保しておきながら、万が一、そうした事業が採択されなかった場合でも事業ができるようにという措置でありますので、採択されたものについては財源更正をするということでありまして、それだけ、さまざまな、国からメニューが示されたときに、町としてはこうした財源が確保された事業に関してはより多くの事業をやりたいということで、ただ単に国から示されたメニュー以外にも町としてはこういうことをやりたいということで、こうした事業を上げていきながら予算確保に努めていきたいと考えております。当然、その分、いずれかはやらなければならない事業がこうした国の緊急対策で事業がやれた分、予算は一定の枠が確保されたという考え方もできますので、お金があるからこれをどう使おうということではなく、やっぱりそれは1回町のお金として考え、新たに次の9月10月、今何が必要なのかということをも再構築して、必要な事業を提案していきたいというふうに考えております。

私は、こうした緊急事業が下りたときに、これを積極的に活用しなさい、あるいは先ほどの各団体が用意した資金というのは積極的に活用して経済を活性化しようということをおっしゃっていますが、それと同時に、お金があるから今まで優先順位が大変低かったものまでやるようなことはしないように、必ずそういうことをしていけば将来にツケが回るからやめましょうということ、適正な、本当に必要とする事業を打っていくという姿勢で貫いておりますので、今後とも、今、ではこの事業が終わったら次はどういう事業が必要かということをも精査しながら次の申請をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 再々質疑ありますか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 繰り返し聞くのは、町内の業者の仕事がやはり減っていて景気が悪いという状況を、町はやっぱり何とかしなければならないという立場にあると思うんですね。責任を負っていると思うんですね。それで、お金ができたからやるとかなんとかと町長は言っていますが、現実に財政調整基金に繰り入れたわけですから、最初の繰越明許の報告のところで質問ができませんでしたが、非常にあれを見ても町内の業者がやっ

た、執行した事業というのが意外と少ないのに私は驚いたわけですよ。本来だったら、町内の業者の細かい仕事、各地域から、地区からいろいろな要望がたくさん出されていると思うんですね。今事業をやってほしいという要望を取りまとめて、多分役場に来ていると思いますので、そういうものを積極的にこういう余裕というか枠、浮いた予算を使って、今までみたいに少ない状況ではなくて、何年も何回も要望していることに対して積極的に取り組んでいくというような考えを欲しいなと思って聞いたんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そういうふうに自分は思っているつもりではありますし、通常予算プラス、先ほど言ったように2億円、3億円の追加事業をやっているわけでありまして、そうした意味では経済波及効果というのは、こういう大変厳しい状況でありますけれども、一定のものは出ている。今後ともそうした資金をつくった地元の雇用対策というのは続けていかなければならないと思っております。

議長（森 照信君） これで鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議案第45号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第7、議案第45号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第45号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,755万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,855万1,000円としたいものです。

保険税の本算定に当たり、過去の給付実績と今年度の執行状況を考慮し、前年度の国民健康保険事業の実績に基づく精算と、今後の所要額、財源を再精査したことによる補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の国保9ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は財源更正です。

第2項高額療養費は財源更正です。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、183万8,000円の減額です。これは、21年度確定による支援金の減額と事務費拠出金の減額によるものです。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は、19万2,000円を増額です。これは、21年度確定による医療費及び事務費拠出金の補正です。

第5款第1項老人保健拠出金は1,507万円の増額です。これは、21年度の拠出金が決定したことにより、老人保健医療費拠出金を増額するものです。

第6款第1項介護納付金は318万7,000円の減額です。これも、21年度納付金が確定したことによる減額です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、1,730万8,000円を増額です。これは、21年度の一般被保険者及び退職被保険者等返戻金の確定により追加するものです。

第2項繰出金は6,000円を増額です。これは、前年度実績に基づく一般会計への精算です。続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細書の国保5ページをごらんください。

第1款第1項国民健康保険税は3,967万3,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより、一般被保険者については、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金現年分及び介護

納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものと、退職被保険者については、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、221万9,000円の増額です。これは、本年度の確定により、現年度分の療養給付費等負担金の老人保健医療費拠出金分の増額と介護保険分、後期高齢者支援金分の減額によるものです。

第2項国庫補助金は92万7,000円の増額です。財政調整交付金支援分の減額と介護保険分の増額による普通調整交付金の補正と介護従事者処遇改善臨時特例交付金の追加によるものです。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は、1,439万5,000円の増額です。交付金確定による退職者医療療養給付費交付金、老人保健拠出金交付金及び後期高齢者支援金交付金の追加によるものです。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は、925万7,000円の増額です。これは、交付確定によるものです。

第6款県支出金、第2項県交付金は、163万8,000円の減額です。これは、交付金確定に伴う支援分の減額と介護分の増額による差額です。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は、327万4,000円の増額です。保険税の本算定に伴う保険税軽減分の増額と保険者支援分の増額によるものです。

第2項基金繰入金は700万円の増額です。これは、被保険者の急激な負担増を防ぐため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものです。

第10款第1項繰越金は3,179万円の増額です。これは、療養給付費交付金繰越金及び前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 昨日夕方通告をしましたが、その通告に基づいて質疑を行います。

全協で資料 45というのと資料 45の1という資料をいただいたんですけども、本当によく、しっかり見る余裕がなくて、説明も半分も理解できないまま終わってしまったという状況で質疑をさせていただきますけれども。

資料 45の3ページのところなんですけれども、大きいA3判ですかね、そのところに繰越金これで出たわけですよ。資料 2で繰越金が出ていて、医療費分だけということで、介護とか支援分は入らない繰越額は1億1,779万1,000円ということでしたけれども、この3ページのところを見ますと、繰越金が1億1,361万6,000円しか上がっていません。下のほうからちょっとこう見ると真ん中辺に113616と書いてあるんですけども、繰越金で。この差

額417万5,000円ですけれども、差額は何なのかということで、私の1億1,779万1,000円あるだろうということが間違っているのか、差額があって、それが理由があって繰り越しに上げなかったのか、その点についてお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、保険給付費のところも、保険給付費としては今回補正が全くなかったわけですが、本算定を行ったということで、20年度の決算では、21年度の保険給付費の予算は6,300万円ぐらい多く、21年度多く計上しているわけですね。本算定をしたということですが、決算が出て本算定をしたわけですから、6,300万円も保険給付費をふやした本算定をそのままやったという理由について、根拠を伺います。

それから、13ページ、補正予算書の事項別明細書の13ページですけれども、国庫支出金の返還金として1,060万3,000円を国へ返すという増額補正が出ていますけれども、この根拠、積算根拠について伺います。

それから、最後ですけれども、基金残高が2億円を超えているということで、いつの間に2億円も超えたんだろうと。この間、ずっと使ってきて、資料45の1の6ページに基金の残高の推移が18、19、20と載ってまして、19年度に県から調整金が入ったということで、基金にそれをそのまま入れたと。そして5年間かかって取り崩していくんだという方針も示されていますけれども、それにしても、1億6,000万円ぐらいしか前にはなかったんじゃないかなと思うんですが、合併当時は、それが18年度、翌年には1億8,000万になり、ということで、2億円超えた。私たちは医療費の2カ月分を基金で置いておけばまず大丈夫だろうというような話を前に一応確認をしていたものですから、今、医療費の何カ月分の基金の残高になっているのか、その点をお聞きいたします。

以上です。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 御質問にお答えいたします。

まず初めに、資料の繰越金の関係ですが、一般被保険者分417万5,000円が少ないというようなのはなぜかという質問ですが、これにつきましては、退職被保険者の財源を退職被保険者の方が納めてくれる国保税と支払基金からの交付金で成り立っておりますが、そのうち国保税につきましては、退職被保険者の方が納めていただいた支援分につきましては、会計上、後期高齢者支援分のほうで充当されております。ですが、支払基金交付金の精算段階では、計算上それを退職医療分の財源として計算しますものですから、この分が不足ということになりまして、この分につきましては一般被保険者分の負担となるものですから、その額が417万5,000円ということになります。

次に、保険給付費が20年度決算より6,300万円ほど多いということですが、これは、この積算ですが、これまでの実績ですか、それを勘案するわけですが、1人当たりの医療費の増、それから制度改正による退職者医療から一般に移る被保険者の増、それから過去4年間の実績の伸び率を勘案して見込んであります。今回また制度改正が昨年あったものですから、な

かなか実績等見込めないということで、当初の予算をそのまま生かしたものでございます。

それから、国庫支出金の返還金1,060万3,000円の増額、これは、国庫負担金につきましては、保険給付費の34%が負担となっております、多く交付された1,060万3,000円が今年度返還をするものでございます。

それから、基金の2億円、何カ月分になるかということですが、現在、保有額が2億524万2,000円ほどあります。また、今年度、今回の補正予算で1,100万円ほど取り崩すというような予算になっておりますが、それを取り崩しますと、残りが1億9,424万2,000円となります。1カ月の支払いが6,200万円ほどございますものですから、約3カ月分の保有額となります。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初の繰越金の差額については説明があって、まあそういうものなのかと、よくわからないんですけども、退職者分のほうが不足するからそちらに417万5,000円を入れたので一般のほうの繰越金としては上げなかったという説明で納得しようと思っております。

それから、国庫支出金の返還金1,060万3,000円についての積算根拠の説明については、余りにも簡単過ぎて積算根拠にはなっていないのではないかと思いますので、もう一度、大まかな医療費に対する国の負担金がこれだけで、最初にもらったのがこれだけで、多くもらい過ぎた分1,060万3,000円を返すんだよというふうな、そういう説明をしていただきたいなと思います。そのことについてお願いいたします。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 細かな数字は今持ち合わせておりませんが、一般分の決算資料、全協のときの配付資料があると思いますが、この一般被保険者分の保険給付費の34%が国の負担ということですので、これに34%を掛けた分が交付され、余分な分は返還というようなこととなります。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ちょっとあの、計算、この場でできませんので、その一般の医療費といいますと、保険給付費5億8,191万6,000円ですよね。その34%が国の分で、その差額が今回先にもらった分の差額ということでよろしいでしょうか。

議長（森 照信君） 答弁はよろしいですね。

11番（鈴木多津枝君） はい。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回となりましたので質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（森 照信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時33分